

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認千葉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	21 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	12 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	25 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	16 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年9月から59年11月までの期間及び60年1月から同年2月までの期間の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和58年9月から59年11月まで
② 昭和60年1月から同年2月まで

私の年金記録のうち、昭和58年9月から59年11月までの期間及び60年1月から同年2月までの期間については、国民年金の未加入期間とされ、保険料が還付されたと記録されているが、私は還付を受けた覚えがないので未加入となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和58年9月から59年11月までの期間及び60年1月から同年2月までの期間について、付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたが、社会保険庁の記録では、厚生年金保険等の加入により、申立期間は被保険者でなかった期間とされ、納付した保険料が還付されている。

しかしながら、申立期間については、申立人は国内に居住し、厚生年金保険の被保険者等となっていないため、国民年金の強制被保険者となる期間であり、社会保険庁の記録を前提とした場合、事実と異なる資格喪失手続により還付手続が行われている。

また、申立期間において、申立人は厚生年金保険に加入した事実は無いと申立人及びその二男は証言しているので、同姓同名かつ同生年月日の他人の記録が混在した可能性がある上に、還付記録の還付金受領人と申立人の住所が異なっており、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から40年3月まで
② 昭和40年4月から43年3月まで

昭和36年4月から43年3月までの期間について、A県B市Cの実家で、父が国民年金への加入手続をし、国民年金保険料を納付したはずであり、未納と記録されているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A県B市の国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の手帳記号番号は、昭和36年3月23日に払い出されていることが確認できるが、申立人に係る社会保険庁のオンライン記録及び特殊台帳は無く、行政側の記録管理が適正に行われていなかったことがうかがわれる。

申立期間①については、同時期に同居し、申立期間において、申立人と一緒に国民年金保険料を納付していたとする申立人の父母及び長姉の国民年金保険料は、納付済みとなっていることから、申立人の家族の納付意識は高かったことがうかがえるので、一緒に納付されていたと考えるのが自然である。

一方、申立期間②については、申立人は、その時期についても、申立人の父が国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は昭和39年11月に結婚後、B市からD区Eへ住所変更しているため、実家の住所地では申立人の保険料を納付することができないことになる。

また、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人自身は保険料の納付等に関与していないため、保険料の納付状況等が不明である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から同年6月まで

私は、国民年金加入当初より口座振替にて夫婦一緒に国民年金保険料を納付しており、申立期間当時も口座振替の手続をしていた。残高不足で振替不能の場合には、市から送付された納付書で金融機関にて納付したはずであり、未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であるとともに、申立期間前後の国民年金保険料は納付済みであり、かつ、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付していることから、申立人の国民年金制度への関心及び保険料の納付意識が高かったことがうかがえる。

また、国民年金手帳記号番号の払い出しが夫婦連番である上、申立人提出の流動性預金元帳により、申立期間のうち昭和61年5月は夫婦二人分の保険料が申立人の口座から振替えられていることから、申立人の主張どおり、申立人及びその夫は基本的に夫婦一緒に申立人の口座から口座振替にて保険料を納付し、残高不足で振替不能の場合には、A市より送付された納入通知書により納付していたものと考えられ、申立人の夫は申立期間の保険料を納付していることから、申立人の申立期間の保険料についても同様に納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から同年9月まで

昭和36年4月から同年9月までの国民年金保険料は、自宅に集金人が来て、夫婦一緒に納付したはずであり、私の分のみ未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しているので、国民年金制度への関心及び保険料の納付意識が高かったことがうかがえる。

また、国民年金手帳記号番号の払い出しが夫婦連番である上、A市の被保険者名簿で確認できる申立期間直後の昭和36年10月から46年3月までの国民年金保険料は夫婦同日に納付されていることから、申立人の主張どおり、申立人及びその妻は基本的に夫婦一緒に納付していたものと考えられ、申立人の妻は申立期間の保険料を納付しているので、申立人の申立期間の保険料についても同様に納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年9月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年9月から53年3月まで

昭和52年9月から53年3月までの保険料は、A社を退職した52年9月以降、妻がB市役所で加入手続をして保険料を納付したはずであり、未納となっているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は7か月と短期間であり、申立期間直後の国民年金加入期間が納付済みとなっている。

また、申立人の加入手続及び申立期間の国民年金保険料を納付したとする妻の納付記録は、申立人の厚生年金保険の資格喪失日及び国民年金の資格取得日である昭和52年9月21日付けで被保険者資格の種別が任意から強制に変更されていることから、申立てのとおり申立人の加入手続及び保険料の納付を行ったことが推認される。

さらに、申立人の妻は、昭和41年9月以降、種別変更を適正に行っている上、申立人の申立期間を除き夫婦二人分の国民年金保険料をすべて納付しており、国民年金制度への関心及び保険料の納付意識が高かったことがうかがえることから、申立人の申立期間の保険料は納付があったとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年7月までの期間及び37年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年7月まで
② 昭和37年10月

申立期間①及び②当時、A区役所が集金員を雇って国民年金保険料を戸別に集金に来ていたので、私は、母に納付を依頼し母がその集金員に保険料を納付していた。保険料を納付したのに未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の昭和38年1月から平成4年10月までの320か月分(厚生年金加入期間を除く。)の国民年金保険料をすべて納付している上、厚生年金保険と国民年金の複数回の切替手続がおおむね適切に行われているなど年金に対する意識及び納付意欲は高かったものと認められる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和36年4月の制度発足時に払い出されており、A区役所の集金員が自宅へ3か月ごとに集金に来たので現金で当時の保険料額を納付していたとの申立人の主張は具体的であり、不自然さは見受けられない。

さらに、申立期間は17か月と比較的短期間である上、国民年金保険料を納付していたとされる申立人の母親は、申立期間を含めてすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年3月まで

夫は、A区の女性職員の戸別訪問による加入勧奨により、昭和36年4月に国民年金に加入した。申立期間当時の保険料は、区の職員が集金に来てくれた。私と同様に保険料は間違いなく支払っており、未納とされているのは納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻の国民年金への加入経緯や国民年金保険料の納付についての申立内容は具体的であり、不自然さはみられず、申立期間当時、申立人及びその妻が居住していたA区において、国民年金手帳記号番号が連番で昭和36年3月7日に払い出されているほか、同区では、区職員による保険料の集金が昭和36年度当初から行われていたことが確認できることから、申立内容の信ぴょう性は高いものと考えられる。

また、申立人及びその妻には、B市に転居後の昭和39年11月18日に同市から別の国民年金手帳記号番号が払い出されているが、その際、申立人の昭和36年度から38年度までの印紙が貼付されてあった国民年金手帳が回収され、新たな年金手帳が交付された経緯について申立人の納付記録の訂正を求める妻が申述している内容も具体的であり、不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年7月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年7月から52年3月まで

私は昭和51年7月に会社勤めを辞めた後、別の会社に勤めて厚生年金保険に加入するまでの間、国民健康保険と同時に国民年金の加入手続を行った。申立期間の保険料が未納となっているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、その払出簿により、昭和53年7月ごろに払い出されていることが確認でき、同時点で申立期間を過年度納付することは可能であり、申立期間は9か月と短期である。

また、申立人は、申立期間直後の昭和52年4月から53年3月までの国民年金保険料を54年5月に過年度納付しているほか、厚生年金保険に加入する前月の同年3月まで保険料を納付している上、当時一緒に生活し、62年9月に結婚した申立人の妻は、申立期間及びその前後の期間を含め、20歳になった44年12月から62年11月に第3号被保険者になるまでの長期間にわたる保険料を納付し続けていることから、申立人夫婦の納付意識は高かったと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から53年3月まで

私は、昭和51年3月に結婚し、同年4月から60歳に達するまで、夫婦二人分の国民年金保険料を納付し続けてきたが、申立期間について妻が納付済みとなっているのに対して、私が未納になっているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚を契機に夫婦一緒に国民年金保険料を納め始めたと主張しているところ、申立人は、申立期間直後から60歳になる前月の平成21年1月までの長期間にわたって保険料を納付し、申立人の妻は、申立期間を含み現在も継続して保険料を納付していることから、申立人夫婦の納付意識は高かったと認められる。

また、申立人は、夫婦一緒に保険料を納めていたと主張しているところ、保険料納付年月日が確認できる昭和59年4月から平成17年3月までの間について、夫婦同一日に保険料を納付していることを確認済みであり、申立人の主張には^{しんびょうせい}信憑性が認められる。

さらに、申立人が一緒に保険料を納めていたとする申立人の妻は、結婚直後の昭和51年4月に国民年金に加入し、申立期間についても保険料を納付済みであることから、申立人がその妻の保険料を納付しているにもかかわらず、自分の保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和43年6月1日に、資格喪失日に係る記録を45年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、43年6月から44年10月までは6万円、同年11月から45年1月までは8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年6月1日から45年2月1日まで

私は、A社に在職中の昭和43年6月に同社B支店に転勤し、支店長として45年1月末まで勤務した。ところが、社会保険事務所で調べたところ、この期間に厚生年金保険に加入した記録が無いという。納得がいかないので、調査の上、年金記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が発行する在職証明書及び当該事業所の回答から判断すると、申立人が昭和28年4月1日（厚生年金保険の資格取得日は同年5月1日）から63年12月31日まで同社に継続して勤務し（43年6月1日に同社本社から同社B支店に異動、45年2月1日に同社B支店から同社本社に異動）、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和43年5月及び45年2月の社会保険事務所の記録並びに当該事業所における定時決定の際の昇給から判断すると、43年6月から44年10月までは6万円、同年11月から45年1月までは8万円とすることが妥当である。

なお、申立期間の被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないこと

から、社会保険事務所の記録から申立人の記録が失われたことは考えられず、また、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 43 年 6 月から 45 年 1 月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格取得日に係る記録を昭和37年4月21日に、同社D工場における資格喪失日に係る記録を38年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかではないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年4月21日から同年7月4日まで
② 昭和38年6月7日から同年9月1日まで

私は、昭和36年1月8日から39年1月20日に退職するまで、A社に継続して勤務していたのに、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者期間が、同社D工場の37年4月21日資格喪失後の3か月間、及び38年6月7日資格喪失後の3か月間がそれぞれ未加入期間となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出のあった在籍証明書及び事業主照会の回答から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和37年4月21日に同社D工場から同社C工場に異動、38年9月1日に同社D工場から本社へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社C工場の昭和37年7月及び同社D工場の38年5月の社会保険事務所の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び

周辺事情が無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、平成3年1月に係る標準報酬月額の記録を41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年1月17日から同年1月26日まで

私は、A社に新聞の求人広告を見て入社したが、当時の標準報酬月額が41万円から11万円に引き下げられているので、訂正前の41万円に戻してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録によると、当初、申立人がA社に勤務していた平成3年1月の標準報酬月額が41万円と記録されていたことが確認できるところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった4年3月31日より後の同年5月6日付けで、3年1月17日にさかのぼって、申立期間の標準報酬月額を11万円に引き下げる処理がされているが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらず、社会保険事務所において事実と反する処理を行ったものと認められる。

また、A社において、被保険者期間を有するすべての者について、申立人と同様に標準報酬月額が引き下げられていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、41万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を22万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年7月1日から5年1月31日まで
平成3年7月から4年12月まで、私は約20万円の月給をもらい、厚生年金保険料もそれに見合う金額が控除されていたが、標準報酬月額が8万円となっているので、給与相当の標準報酬月額に訂正してほしい。
私は、A社の取締役でなく、標準報酬月額が引き下げられていたことも知らなかった。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録においては、当初、申立人の申立期間の標準報酬月額は申立人が主張する22万円と記録されていたが、A社が適用事業所でなくなった平成5年1月31日より後の同年3月5日付けで、3年7月から4年12月まで8万円に、標準報酬月額が遡及して引き下げられている。

また、申立人は、当該事業所の取締役でなく、標準報酬月額を遡及して引き下げられていたことも承知していないと主張しており、事業主（代表取締役）の供述も、これを否定するものではない。

さらに、当該事業所管轄の社会保険事務所には、当該事業所に係る資料が残されておらず、申立人が標準報酬月額を遡及して引き下げる手続に関与していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は認められない。

これらを総合的に判断すると、かかる訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成3年7月から4年12月までは22万円と訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支局における資格取得日に係る記録を昭和29年10月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年10月2日から30年7月1日まで

私は、昭和29年4月にA社に入社してから、平成4年6月末に退社するまで、転勤はあったものの継続して勤務していた。

社会保険庁の記録では、昭和29年10月2日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、30年7月1日に再取得していることになっているが、申立期間もA社に勤務しており、被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された申立人の職員カード、健康保険組合の加入記録及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務し(昭和29年10月2日に同社C支社から同社D支局(後に「B支局」に名称変更)に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和30年7月の社会保険事務所の記録から9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は、「資料は無いが、当時、D支局とB支局の統廃合があったことから、支局で届出を失念していたのではないか。」と説明している上、事業主から提出されたA社の職員及び役員名簿(昭和30年3月1日付け)において、同社D支局(二重線で取り消され、手書きで「B支局」に訂正されている。)に在籍する社員のうち、申立人と同様に30年7月1日に

同社B支局で資格取得しているが、それ以前に同社で厚生年金保険に加入していた期間との間に未加入期間がある者がほかに2名いることから、事業主が30年7月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年4月1日から2年3月1日までの期間及び5年3月31日から同年8月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を元年4月1日に、資格喪失日に係る記録を5年8月1日に訂正し、元年4月から2年2月までの期間及び5年3月から同年7月までの期間の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和64年1月1日から平成2年3月1日まで
② 平成5年3月31日から同年12月31日まで

私は、A社の社員として、昭和64年1月1日から平成5年12月31日まで継続して勤務し、給与から厚生年金保険料が引かれていたが、社会保険庁の記録では、被保険者期間が2年3月1日から5年3月31日までとなっている。申立期間の確定申告書及び源泉徴収票の写しを提出するので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 事業主の証言により、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、申立人が所持する平成元年及び5年の源泉徴収票及び確定申告書（以下「源泉徴収票等」という。）から、社会保険料控除額の記載が確認できる。

2 申立期間①については、平成元年の源泉徴収票等及び申立人の当該事業所における被保険者期間に係る標準報酬月額の記録を考え合わせると、申立人は、申立期間①のうち、元年4月1日から2年3月1日までの期間に

係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、平成元年4月から2年2月までの期間に係る標準報酬月額については、元年の源泉徴収票等から、41万円とすることが妥当である。

一方、申立期間①のうち、昭和64年1月1日から平成元年4月1日までの期間については、申立人の提出した元年の源泉徴収票等に記載された社会保険料控除額を検証したところ、仮に申立人の主張どおり同年1月から厚生年金保険料が控除されていたとすると、試算される当該期間の標準報酬月額は著しく低くなることから、当該期間については、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 3 申立期間②については、平成5年の源泉徴収票等及び申立人の当該事業所における被保険者期間に係る標準報酬月額の記録を考え合わせると、申立人は、申立期間②のうち、5年3月31日から同年8月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、平成5年3月から同年7月までの期間に係る標準報酬月額については、5年の源泉徴収票等から、41万円とすることが妥当である。

なお、社会保険事務所の記録によれば、A社は、申立期間②の直前までは適用事業所となっているが、その後は申立期間②を含めて適用事業所としての記録が無い。しかしながら、同社は、法人の事業所であったことから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

一方、申立期間②のうち、平成5年8月1日から同年12月31日までの期間については、申立人の提出した5年の源泉徴収票等に記載された社会保険料控除額を検証したところ、仮に、申立人の主張どおり5年12月まで厚生年金保険料が控除されていたとすると、試算される当該期間の標準報酬月額は著しく低くなることから、当該期間については、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 4 事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は行ったと主張しているが、平成元年4月1日から2年3月1日までの期間については、社会保険事務所の記録における資格取得日が雇用保険の記録における資格取得日と同日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格取得日を記録したとは考え難いことから、事業主が2年3月1日を資格取得日として届け、また、5年3月31日から同年8月1日までの期間については、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、その結果、社会保険事務所は申立人に係る平成元年4月1日から2年3月1日までの期間及び5年3月31日

から同年8月1日までの期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和32年1月1日から同年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年1月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年8月20日から31年4月1日まで
② 昭和32年1月1日から同年2月1日まで

私は、申立期間①についてはA社に、申立期間②についてはB社又はA社に勤務していた。B社及びA社は同系列の会社であり、事業所所在地も同じであった。給与から厚生年金保険料が引かれていたはずであるから年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、申立人は、B社又はA社へ勤務していたと主張しているところ、元同僚は、「B社はA社から分岐して設立された系列会社である。」と供述している上、両事業所とも所在地が同じであり、両事業所間において人事異動があったことが社会保険事務所の保管する両事業所の被保険者名簿から確認できる。

また、複数の元同僚が「申立人がB社からA社へ異動した過程において、勤務形態や仕事内容に変化は無かった。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に、A社に継続して勤務し、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、昭和32年2月の社会保険事務所の記録から1万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かに

については、当該事業所は既に廃業し、当時の事業主も既に他界しているため、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間①については、複数の同僚の証言により、申立人は、A社で厚生年金保険の被保険者資格を取得した昭和31年4月1日以前から同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、複数の元同僚が「3か月くらいの試用期間があった。」と供述しており、A社では、従業員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させていなかった状況がうかがえる。

また、申立人が昭和30年9月に撮影されたと説明している写真に写っている元同僚4名のうち、A社の厚生年金保険新規適用時（29年7月1日）に被保険者資格を取得した1名を除き、2名は31年3月3日に、1名は同年4月1日にそれぞれ被保険者資格を取得日していることが確認できる。

さらに、A社は、昭和39年10月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主も既に他界しているため当時の雇用実態が不明である上、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A事業所における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和40年12月19日）及び資格取得日（41年4月22日）に係る記録を取り消し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年12月19日から41年4月22日まで

私は、A事業所に昭和39年7月1日に入社して42年2月15日に退職するまで継続して勤務していた。私の年金記録をみると、40年12月19日から41年4月22日までの期間が抜けている。この間退職したことは無く、厚生年金保険料が給与から引かれているはずであるから記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「B事業所に勤務していた父が、自分に経験を積ませるため、その下請会社であるA事業所に昭和39年7月1日に入社させた。42年2月15日にB事業所に入社するまで継続して勤務した。」と供述しているところ、複数の元同僚が「申立人は父がB事業所に勤務していたので、A社に入社した。」と証言している。

また、申立人は申立期間の前後にA事業所において厚生年金保険に加入しているところ、元事業主は、「申立人が当該事業所を途中退職や転勤したことはなかった。」と証言している。

さらに、社会保険事務所の保管する当該事業所に係る被保険者名簿を確認したところ、当該事業所において、厚生年金保険の資格を一度喪失し、再び資格を取得している者はほとんど存在しない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和41年4月の社会保険事務所の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は申立人に係る関係資料を保管しておらず、保険料を納付していたか不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりに資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和40年12月から41年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額に係る記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月1日から6年8月31日まで
社会保険庁の記録では、私の平成5年4月から6年7月までの標準報酬月額が8万円となっているが、誤りであると思われるので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成6年8月31日に休業を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、社会保険庁の電算記録により、その翌月の同年9月30日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が5年4月から6年7月までの期間について53万円から8万円に、さかのぼって訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

また、申立人は、当該事業所の閉鎖事項全部証明書により申立期間当時取締役であったことが確認できるが、元同僚二人は、「申立人はB職を担当し、経理と社会保険の届出等に係る手続は経理部長である他の取締役が担当していた。」と証言していることから、申立人は標準報酬月額の遡^{そきゅう}及訂正に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額の記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、53万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、平成5年4月から6年4月までは53万円、同年5月から同年12月までは41万円に訂正することが必要である。

また、上記期間のうち、平成6年5月から同年9月までの期間について、その主張する標準報酬月額（53万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、53万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る厚生年金保険料（上記訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月1日から7年1月31日まで

私は、平成5年4月1日から7年1月31日までA社で厚生年金保険に加入しており、その間の標準報酬月額が知らないうちに下げられていた。社会保険事務所の記録には納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成7年1月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、社会保険庁の電算記録により、その翌月の同年2月2日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が5年4月から6年4月までの期間については53万円から24万円に、同年5月から同年12月までの期間については41万円から24万円に、それぞれさかのぼって訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

また、申立人は、A社の閉鎖登記簿謄本により、当該事業所が適用事業所でなくなるまで取締役であったことが確認できるが、複数の元同僚が「申立人はB職であり、社会保険事務を含めた経理及び会社経営には関わっていない。」と証言していることから、申立人は当該標準報酬月額の^{そきゅう}遡及訂正処理には関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成5年4月から6年4月までは53万円、同年10月から同年12月までは41万円とすることが妥当である。

一方、上記期間のうち平成6年5月1日から同年10月1日までの期間については、申立人が所持する給与台帳の写しの記載により、当該事業所は当月控除であったと推認できるところ、同給与台帳及び源泉徴収票により、申立人は、5年4月から6年9月までは標準報酬月額が53万円に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められる。

なお、事業主が申立人の平成6年5月から同年9月までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該期間に係る月額変更届及び7年2月のさかのぼった標準報酬月額の訂正届のいずれの機会においても、社会保険事務所が誤った標準報酬月額を記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりに届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人の主張する標準報酬月額（53万円）に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和35年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和35年10月31日から同年11月1日まで

私は、昭和31年3月16日から35年10月末日までA社C工場に勤務し、同年11月1日から同社本社に転勤となった。ねんきん特別便により、同社C工場の厚生年金保険被保険者資格喪失日が同年10月31日となっており、加入期間が1か月間空白となっているので、継続となるよう訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した退職金計算書及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和35年11月1日に同社C工場から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和35年9月の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所が保管する厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書に申立人の資格喪失日について昭和35年10月31日と記載されていることから、事業主は同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額に係る記録を平成5年4月から同年9月までは41万円、同年10月から6年7月までは44万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月1日から6年8月31日まで

社会保険庁の記録では、私の平成5年4月から6年7月までの標準報酬月額が8万円となっているが、誤りであると思われるので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成6年8月31日に休業を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、社会保険庁の電算記録により、その翌月の同年9月30日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が5年4月から同年9月までの期間については41万円から8万円に、同年10月から6年7月までの期間については44万円から8万円に、それぞれさかのぼって訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

また、申立人は、当該事業所の閉鎖事項全部証明書により申立期間当時取締役であったことが確認できるが、元同僚二人は、「申立人は工場長としてB（作業名）を担当し、経理と社会保険の届出等に係る手続は経理部長である他の取締役が担当していた。」と証言していることから、申立人は標準報酬月額の遡及^{そきゅう}訂正に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額の記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成5年4月から同年9月までは41万円、同年10月から6年7月までは44万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年12月から55年3月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

また、申立人の昭和55年4月から同年9月までの期間及び60年6月から同年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年12月から55年3月まで
② 昭和55年4月から同年9月まで
③ 昭和60年6月から同年7月まで

私の年金記録のうち、申立期間①の国民年金保険料の還付金を受け取った覚えが無く、申立期間②については、厚生年金保険に加入していたものの、口座振替で国民年金保険料を納付していたメモが有り、申立期間③については、国民年金への加入手続後に自分で保険料を納付していたので、年金記録訂正のあつせんを求める。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、厚生年金保険の加入期間であり、社会保険事務所が保管する申立人の特殊台帳に国民年金保険料を還付処理した事実が記載されている上、保険料の還付が決定された昭和55年当時の社会保険事務所の事務処理手続は、被保険者からの還付金の請求に基づき還付決定し、還付金を支払うものとされていたことが認められることからすると、申立人に対する保険料の還付も同じ手続に従って行われたものと推測され、ほかに申立人に対し保険料が還付されたことに疑いを入れる事情も見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

一方、申立期間②については、申立人は、申立人のメモから昭和 55 年度の保険料を口座振替で納付したと主張しているが、そのメモを確認したところ、昭和 55 年 4 月に 3,300 円及び同年 9 月に 9,900 円と記載されているが、55 年度の保険料は 1 か月 3,770 円であり申立期間当時の保険料額と一致していないので 55 年度の保険料が引き落とされたと考えるのは不自然である。

申立期間③については、申立人が所持している国民年金手帳の資格欄に申立期間より後の昭和 60 年 8 月 1 日に任意加入で再取得と記載されているので、国民年金は未加入期間で保険料を納付できない期間である。

そして、申立期間②及び③の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、このほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年10月まで
社会保険庁が管理する私の年金記録のうち、昭和36年4月から38年10月までの期間については、私が国民年金に加入し、国民年金保険料を必ず納付していたので、未納とされていることには納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している国民年金手帳の資格記録によると、初めて国民年金に加入した日は昭和38年11月1日と記載され、任意加入していることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、社会保険庁の記録でも、申立人の資格取得日は昭和38年11月1日に任意加入と記録されており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、種々の調査の結果によっても、申立人の主張を裏付ける事情を得ることができず、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年6月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年6月から39年3月まで

社会保険事務所の記録では、昭和37年6月から39年3月までの期間の国民年金保険料が未納とされているが、37年6月に両親が親戚に勧められて、A出張所で私の国民年金の加入手続をしたのは間違いなく、その後も両親が保険料をずっと納付してきたので、国民年金に加入してすぐに未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和39年11月時点では、申立期間のうち、37年9月以前の期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立人の両親が申立期間に係る加入手続及び保険料納付を行ったと述べているが、その両親は既に亡くなっており、申立人自身は保険料納付に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等は不明である。

さらに、社会保険事務所が保管する申立人の特殊台帳の昭和38年度欄に、保険料が未納であり、時効によって保険料を納付することができないことを意味する「時効消滅」の記載があり、申立人が申立期間について、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年10月までの国民年金保険料については、重複して納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から37年10月まで

申立期間の国民年金保険料は、独身時代に勤務をしていたA市のB事業所の事業主が納付していたはずであるが、昭和55年6月25日に第3回特例納付したので重複納付となっているはずであり、この期間の国民年金保険料を還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市のB事業所の事業主が申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、当該事業主の所在が不明で事情を聴取できない上、申立人自身は、保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の保険料を納付したとする当該事業主及びその妻の国民年金の加入記録も確認できず、申立期間に係るA市C区役所での申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿・確定申告書等)も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を重複して納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年7月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年7月から48年3月まで
昭和44年7月ごろ国民年金に加入し、国民年金保険料は、夫が夫の分と私の分との二人分を一緒に納付していた。申立期間の44年7月から48年3月までについて保険料を納付してきたのに未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは前後の任意加入被保険者の資格取得年月日から昭和48年5月と確認でき、その時点において申立期間のうち46年3月以前の国民年金保険料は時効により納付することができない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡が見当たらない。

また、申立人の代理人(夫)は「昭和44年7月ごろ私と申立人とで一緒にA市役所で申立人の国民年金の加入手続を行った。」と主張しているが、申立人が所持する国民年金手帳によれば、同手帳の発行時の住所はB市となっており、同手帳の発行年月日が47年4月1日と印刷されているもののB市への住居移転の時期等を考慮すると、その発行はそれ以降の国民年金手帳番号の払出し時点の48年5月ごろと考えられる上、国民年金被保険者台帳及びA市が保管する国民年金被保険者名簿にも申立期間について国民年金保険料を納付したことをうかがわせる記録が見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から47年3月までの期間及び51年4月から52年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和2年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和44年1月から47年3月まで
② 昭和51年4月から52年3月まで

私の亡き夫が、昭和36年4月ごろ、市役所で夫婦二人の国民年金加入手続をし、申立期間①及び②の夫婦二人分の国民年金保険料を定期的に集金に来ていた納税組合の集金人に一緒に納付していたのに申立期間①及び②の保険料が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫が申立期間①及び②の夫婦二人分の国民年金保険料と一緒に定期的に集金に来ていた納税組合の集金人に納付していたと主張しているが、社会保険庁の特殊台帳において申立期間①直前の国民年金保険料が夫婦ともに第3回特例納付実施時期である昭和55年6月に納付されたことが確認できる上、一緒に保険料を納付していたとする申立人の夫の納付記録でも申立期間①及び②の保険料が未納となっている。

また、社会保険庁の特殊台帳とA市が保管する被保険者名簿の納付記録が夫婦ともに未納となっており、記録は一致している。

さらに、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、納付したとする申立人の夫は既に亡くなっており、当時の保険料の納付状況等は不明である。

加えて、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年2月から52年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年2月から52年6月まで

私は、昭和46年2月24日に婚姻届を出した際、A市役所の職員から国民年金保険料の未払い分をさかのぼって払えば、年金を満額受け取ることができる」と説明を受けて加入手続をした。保険料の納付は、月々銀行引落としとなっており、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号に直近の任意加入被保険者の加入時期から、申立人が国民年金への加入手続を行ったのは、昭和52年5月ごろと推認でき、これ以前に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、昭和46年2月に加入手続を行い、過去の未納分の国民年金保険料を月々口座振替で納付していたと主張しているところ、同時期は、第1回目の特例納付の実施期間中ではあるが、特例納付及び過年度納付の保険料は、金融機関又は社会保険事務所の窓口で納付書により納付することとなっており、制度上、口座振替はできない。

さらに、申立人は、交付された年金手帳は、現在所持するオレンジ色調の1冊だけであるとしているが、オレンジ色調の年金手帳は、昭和49年10月から発行されたものであり、46年に加入手続を行っているとするれば、別の色調の国民年金手帳が発行されるはずであることから、申立内容に不自然さが認められる。

加えて、申立人が加入手続を行った昭和52年5月時点で申立期間の大半は時効により保険料を納付することができない上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 9 月から 58 年 4 月までの期間、61 年 5 月から 63 年 2 月までの期間、63 年 10 月から平成元年 1 月までの期間、2 年 9 月及び 5 年 1 月から 6 年 7 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 9 月から 58 年 4 月まで
② 昭和 61 年 5 月から 63 年 2 月まで
③ 昭和 63 年 10 月から平成元年 1 月まで
④ 平成 2 年 9 月
⑤ 平成 5 年 1 月から 6 年 7 月まで

私は、昭和 57 年 8 月に A（国名）へ留学するため勤務先を退職し、すぐに B 市役所で国民年金の加入手続をした。留学中は保険料を納めていなかったが、61 年 5 月に帰国後、厚生年金保険に加入していない期間はすべて国民年金に加入し、定期的に 1 万円から 1 万 3,000 円位の国民年金保険料を納付していた。私の年金記録が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 57 年 8 月に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人に係る昭和 53 年 3 月から平成 4 年 12 月までの間における 5 回の厚生年金保険加入期間が 8 年 8 月 23 日に記録追加されていること、及び申立人の国民年金手帳記号番号の 1 番前の者（20 歳）が第 3 号被保険者資格を同年 8 月 13 日に取得していることを考え合わせると、申立人が国民年金への加入手続を行ったのは同年 8 月中旬と推認される上、申立期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧した結果、それ以前に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人が加入手続を行った平成 8 年 8 月の時点では、申立期間の

うち6年7月を除く期間は時効により保険料を納付できない期間であることから、その直後の同年8月からの保険料の納付は、申立人が国民年金に加入した後に過年度納付したものと推認できる。

さらに、申立人が申立期間に係る保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から47年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から47年4月まで
昭和42年ごろ、内職の友達と国民年金に加入した方が良いと話し合っ
て、私はA市役所のB支所に行き国民年金に加入し、窓口で手帳の交付を受けた。
国民年金保険料は、自分と夫で払っており、当時、市の交通災害保険と一緒に
払い込んだ記憶がある。42年から47年ごろまで、私は家の中で内職をし
ており、42年4月から47年4月までの保険料は支払ったはずであり、未加
入とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和42年4月ごろ、国民年金の加入手続を行ったと主張している
が、当時の国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧した結果、申立人の名前は無く、
ほかに申立人の現在の手帳記号番号が払い出された50年12月26日以前に別
の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、A市役所B支所で国民年金の加入手続を行い、国民年金手
帳を受領したと主張しているが、同支所では当時、新規の国民年金加入手続及
び国民年金手帳の発行業務は実施していなかったことを確認済みである。

さらに、申立人は、保険料の納付方法について、納付書に現金を添えて納付
したのではないかと説明しているが、A市では昭和47年3月以前は印紙検認
方式を採っており、納付方法についての記憶があいまいである。

加えて、申立期間の保険料の納付を示す関連資料（家計簿、確定申告書等）
は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す
ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることは
できない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年8月1日から19年12月1日まで

私は、従兄の紹介で申立期間において、A区BにあったC社に勤務していたはずであり、従兄の厚生年金保険の加入記録はあるのに、私の厚生年金保険の加入記録が無いのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が同僚として挙げている4名が、社会保険事務所で保管するC社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、同社において厚生年金保険に加入していたことが認められるので、申立期間において申立人が当該事業所で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について、当該事業所が昭和21年4月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているため、これらを確認できる関連資料や証言を得ることはできず、同僚17名を調査して1名から聴取できたものの、有益な話は無かった。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

さらに、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年ごろから 33 年ごろまで
② 昭和 62 年ごろから平成 3 年ごろまで

私は、昭和31年ごろから33年ごろまでA社に、62年ごろから平成3年ごろまでB社に勤務していたはずなので、この期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間①において勤めていたと主張するA社（類似名称の事業所を含む。）は、社会保険庁の記録では、厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、「A」が法人としての名称なのか単なる一店舗の名称のかも定かでなく、その所在を確認できない。

また、申立人が申立期間②において勤めていたと主張するB社（平成11年5月11日に厚生年金保険の適用事業所でなくなる。）の事業主は、申立人の名前に記憶があると回答しているものの、その勤務形態及び雇用期間は不明と供述している上、申立人には、健康保険組合及び雇用保険の加入記録も認められない。

さらに、社会保険事務所の記録では、B社で、昭和61年11月21日に資格取得された整理記号番号86から平成4年2月21日に資格取得された101までに、欠番が無い。

加えて、申立期間において、申立人が厚生年金保険料を控除されていたことを示す給与明細等の資料も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について船員保険被保険者として、船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月10日から20年4月1日まで
私は、昭和19年9月にA(地名)からB社のC(船舶名)に乗船し、同年10月にD(沖名)で同船が沈没したためE(国名)経由でF(地域名)に帰り、その後、同社G支店に勤務していたので、19年10月10日から20年3月までの期間の船員保険が空白になっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

昭和20年4月1日以前には、「適用船舶に乗り組むため雇用されている者で、船内で使用されていないもの」(以下「予備船員」という。)については、船員保険の適用が無かったところ、当該事業所の記録から、申立人が乗船していたC(船舶名)が19年10月10日に沈没し、その日以降、申立人が同船舶で使用され得ないことが確認できる。

また、B社の人事就労記録でも、申立人が、昭和19年9月7日にC(船舶名)に乗船し、同年10月10日に「遭難」のため「下船」とされていることから、申立期間は、申立人が予備船員となった日から予備船員に船員保険の適用範囲が拡大された日までの期間と一致する。

さらに、C(船舶名)に乗船していた同僚も、昭和19年10月10日から20年4月1日まで、船員保険の被保険者となっていない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 818

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 3 月 1 日から同年 9 月 30 日まで
平成 6 年 3 月から同年 8 月までの標準報酬月額が 8 万円に下げられているが、当時の給与は 65 万円くらいであり、社会保険事務所に報酬の引下げに関する相談をしたことは無いので、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成 6 年 9 月 30 日に解散を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、社会保険庁の電算記録により、その翌月の同年 10 月 12 日付けで申立人の同社における厚生年金保険の標準報酬月額の記録が同年 3 月から同年 8 月までの期間について 53 万円から 8 万円にさかのぼって訂正されていることが確認できる。

しかし、申立人は、当該事業所の登記簿謄本により、当該事業所の代表取締役であり、清算人であったことが確認できる。

また、申立人は、「社会保険料の滞納は無く、社会保険事務所に相談したことも無い。遡及訂正^{そきゅう}の届出は社会保険事務所が勝手に行ったと思う。」と主張しているが、社会保険事務所では、「標準報酬月額^{そきゅう}の遡及訂正処理を行う場合、必ず会社の代表者印が押印された届書を提出する必要がある。」と回答しており、代表取締役である申立人が関与していないとは認め難い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、代表取締役である申立人が自らの標準報酬月額^{そきゅう}の訂正処理に関与しながら、当該処理が有効なものでないと主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正する必要は認められない。

千葉厚生年金 事案819

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月1日から9年2月28日まで
私の平成2年4月1日から9年2月28日までの標準報酬月額が下がっているが、そのような手続を取ったことは無く、2年からの訂正はおかしいので元に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成9年2月28日に休業を理由に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているが、社会保険庁の電算記録により、その翌月の同年3月31日付けで申立人の同社における標準報酬月額の記録が、2年4月から6年10月までの期間については53万円から、同年11月から7年2月までの期間については59万円から、同年3月から9年1月までの期間については20万円から、それぞれ9万8,000円にさかのぼって訂正されていることが確認できる。

しかし、申立人は、当該事業所の閉鎖登記簿謄本により、当該事業所の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「標準報酬月額の訂正の届出をしたことは無く、代表者印は監査役に預けていた。」と主張しているが、当該監査役は「標準報酬月額の訂正をしたことは無い。」、「会社の代表者印は申立人に返した。」と説明している上、社会保険事務所では「標準報酬月額の遡^{そきゆう}及訂正を行う場合、必ず会社の代表者印が押印された届書を提出する必要がある。」と回答していることから、代表取締役である申立人が当該標準報酬の訂正の届出に関与していなかったとは認め難い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、代表取締役である申立人が自ら標準報酬月額の訂正処理に関与しながら、当該処理が有効なものでないと主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年4月1日から11年1月12日まで

私の平成10年4月から同年12月までの標準報酬月額が、知らないうちに引き下げられている。社会保険事務所へ標準報酬月額の訂正届を出した覚えは無いので、引き下げられた標準報酬月額を正当なものに戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成11年1月12日に解散を理由に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているが、社会保険庁の電算記録により、その13日後の同年1月25日付けで、申立人の同社における厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、10年4月から同年12月までについて59万円から9万2,000円にさかのぼって訂正されていることが確認できる。

しかし、申立人は、当該事業所の閉鎖登記簿謄本により、当該事業所の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、社会保険料の滞納は無く、当該減額訂正に関与していないと主張しているが、当該事業所の社会保険手続を行っていた社会保険労務士は、「打ち合わせは、すべて申立人と行っていた。」と説明している上、社会保険事務所では、「標準報酬月額の遡及訂正の届出を行う場合は、必ず会社の代表者印の押印された届書が必要である。」と回答し、申立人は、代表者印は自分が保管していたと認めていることを踏まえると、代表取締役である申立人が当該標準報酬月額の訂正に関与していなかったとは認め難い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、代表取締役である申立人が自らの標準報酬月額の訂正処理に関与しながら、当該処理が有効なものでないと主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険第四種被保険者として厚生年金保険料を納付していたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年6月1日から53年6月1日まで

私は、A社を退職後に厚生年金保険の任意継続をし、被保険者期間が20年となったときに、B社会保険事務所において、25年のほうが良いと言われたので、5年分期間を延長し、当時のC銀行D支店で妻が毎月保険料を納めていた。年金裁定時には、詳しい説明が無かったため確認できなかったが、今回、記録を確認したら5年分が被保険者期間になっていないので、調査・確認をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、第四種被保険者として厚生年金保険の被保険者期間が20年となった後も、B社会保険事務所に勧められて5年間延長したと主張しているが、厚生年金保険第四種被保険者は、厚生年金保険老齢年金の受給に必要な20年の加入期間を満了した段階で被保険者の資格を喪失することになっており、申立人は、昭和48年5月で年金の受給要件を満了しており、申立期間については、制度上、厚生年金保険第四種被保険者となることができない。

また、社会保険事務所が保管する申立人の厚生年金保険第四種被保険者原票には、「期間満了昭和48年6月1日」と記載され、オンライン記録とも合致しており、社会保険庁の記録に不自然な点は見当たらない。

さらに、申立人は、その妻が金融機関で毎月保険料を納付していたと主張しているが、納付していたとする妻から聴取しても申立期間に係る保険料納付の実態が不明である。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険第四種被保険者として申立期間の厚生年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年3月1日から6年2月14日まで

私は、社会保険事務所の職員が自宅に来たときに平成5年3月1日から6年2月14日までの標準報酬月額の記録が訂正されていることを知ったが、標準報酬月額の訂正をしたことは無いので、標準報酬月額の記録を元に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成6年2月14日に解散を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、社会保険庁の電算記録により、その8か月後の同年10月31日付けで申立人の同事業所における標準報酬月額の記録が5年3月から6年1月までについて32万円から15万円にさかのぼって訂正されていることが確認できる。

しかし、当該事業所の閉鎖登記簿謄本により、申立人は、当該事業所の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、当該減額訂正に関与していないと主張しているが、社会保険事務所への届出に必要となる同社の代表者印については、「適用事業所でなくなった時点以降は自分が所持していた。」と説明している上、社会保険事務所では、「標準報酬月額の遡^{そく}及訂正を行う場合、必ず会社の代表者印が押印された届書を提出する必要がある。」と回答していることから、代表取締役である申立人が当該標準報酬の訂正に関与していなかったとは認め難い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、代表取締役である申立人が自らの標準報酬月額の訂正処理に関与しながら、当該処理が有効なものでないと主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年1月から同年12月まで
② 平成4年1月から5年4月まで

私は、平成3年1月からA社（現在は、B社）に入社し、同年12月に退社した。また、4年1月からC社に入社し、5年5月に退社した。この二つの期間が、厚生年金保険被保険者期間と認められないとD社会保険事務所より回答を受けた。申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が記憶していた上司の名前等から、申立人がA社E支店に勤務していたことは推認できる。

また、申立期間②については、事業主が申立人の在籍を認めていることから、C社に勤務していたことが推認できる。

しかし、申立人は平成3年1月17日に裁定された年金受給者であったが、仮に、厚生年金保険の被保険者であったとするならば、申立人は当時、65歳未満の被保険者であったことから、その年金額が一部または全額につき、支給停止となるところ、申立期間の年金額は満額にて支給されており、申立人が、申立期間に厚生年金保険の被保険者であったとは考え難い。

また、申立てに係る両事業所に照会を行ったが、「当時の関連資料は処分しており不明である。」との回答であった。

このほか、申立期間において、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料等はない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 1 月ごろから 31 年 5 月ごろまで

私は、昭和 30 年 1 月ごろから 31 年 5 月ごろまでの間、A 事業所に勤務し、厚生年金保険被保険者になっていると考えていたが、この期間が厚生年金保険被保険者となっていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の実兄の証言から、申立人が A 事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録では、A 事業所は厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、申立人が名前を挙げた二人の同僚の所在を確認することができないこと、及び事業主は既に死亡していることから、申立人の勤務実態等に関する証言を得ることはできない。

さらに、A 事業所に勤務していた申立人の実兄は、「申立期間当時、B（業種名）の事業所で社会保険に加入している事業所はまれであったと思う。」と述べている上に、実兄の厚生年金保険の加入記録に、同社の記録は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年8月20日から24年3月20日まで
私は、A事業所に昭和23年8月20日から24年3月20日まで勤務していた時、厚生年金保険に加入していたはずなので、当該期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持するA事業所の身分証明書（昭和23年8月20日発行）から、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、A事業所は申立期間当時、B渉外労務管理事務所が所管する駐留軍施設であり、駐留軍施設従業員については、当初厚生年金保険の適用から除外されていたが、昭和23年7月の厚生年金保険法一部改正（23年法律第127号）により、「国の事業所」に使用される者として厚生年金保険の適用を受けることになったため、B渉外労務管理事務所も24年4月1日から厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所ではない。

また、現在、駐留軍労働者の記録を保管しているC防衛事務所は、申立人に係る申立期間当時の記録は無いと説明しており、勤務実態は不明である。

さらに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 12 月 1 日から 7 年 6 月 30 日まで
社会保険事務所で被保険者記録を調査したところ、A社に勤務していた平成 5 年 12 月 1 日から 7 年 6 月 30 日までの標準報酬月額が著しく低い額となっていることがわかった。正しい標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成 7 年 6 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、社会保険庁の電算記録により、その翌月の同年 7 月 3 日付けで申立人の厚生年金保険の標準報酬月額の記録が 5 年 12 月から 6 年 10 月までの期間については 53 万円から 20 万円に、同年 11 月から 7 年 5 月までの期間については 59 万円から 20 万円にさかのぼって訂正されていることが確認できる。

しかし、当該事業所の登記簿謄本により、申立人は、申立期間当時、A社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、当該減額訂正には関与していないと主張しているが、「平成 7 年 6 月ごろ、社会保険事務所の職員と滞納していた厚生年金保険料について相談した結果、やむを得ず社会保険をやめることにし、全喪届に代表者印を押したと思う。」と説明しているところ、事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなる旨の処理と当該減額訂正処理が同一日の 7 年 7 月 3 日付けで行われていることを考え併せると、当該減額訂正処理に代表取締役である申立人が関与していなかったとは認め難い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、代表取締役である申立人が自らの標準報酬月額の訂正処理に関与しながら、当該処理が有効なものでないと主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 25 年 1 月から 29 年 4 月 30 日までの期間のうち
の 2 年間

昭和25年1月から29年4月30日までの期間のうち2年間、A氏の所有する漁船に甲板長として乗船し、B（船舶名）でC（魚名）とD（魚名）漁を行った後、E（船舶名）でF（魚名）漁を行っていたが、船員保険の記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言により、申立人がA氏の所有するB（船舶名）に乗船していたことは推認できるものの、社会保険事務所が保管するB（船舶名）及びE（船舶名）の船員保険被保険者名簿を縦覧した結果、被保険者証記号番号は連番で欠番は無く、申立人の氏名は無い。

また、上述の元同僚は、昭和24年ごろから25年ごろまでの約1年間、B（船舶名）に乗船していたと説明しているが、この元同僚も当該期間の船員保険の記録が無く、事業主が、雇用した者全員を船員保険に加入させていたわけではないことがうかがえる。

さらに、事業主（A氏）の息子は、「事業主は既に他界し、漁船の経営も廃業しており、当時の関係資料は無く、当時の雇用実態は不明である。」と回答している上、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月1日から同年7月1日まで

私は、昭和41年3月に大学を卒業後、同年4月にA区のB社に入社し、C部に配属され、仕事をしていた。

就職する際に各種保険があることを確認した上で就職しているので、資格取得日が昭和41年7月1日であることは、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言及び申立てに係る事業所の回答から、申立人が申立期間において、B社に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所が保管する当該事業所の被保険者原票には、申立人の資格取得日について昭和41年7月1日と記載があり、申立期間において健康保険の整理番号に欠番は無い。

また、事業主の息子及び複数の元同僚は、「当該事業所は、当時、採用した従業員を3か月間は準社員として扱い、厚生年金保険や雇用保険に加入させていなかった。」と説明している上、元同僚のうちの1名は、「入社時から3か月の試用期間は厚生年金保険に加入していないことは周知されていた。」と説明している。

さらに、申立人と同時期入社した元同僚は「同時期に入社した者は10名くらいであった。」と説明しているところ、社会保険事務所の保管する被保険者原票により、申立人と同じく昭和41年7月1日に被保険者資格を取得した者がほかに10名いることが確認できる。

加えて、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 3 月から同年 12 月まで

私は、昭和 30 年 3 月から A 社（現在は、B 社）に勤務し、主に事務でときどき営業にも携わった。同社ではほかの者が厚生年金保険に加入していれば、当然私も厚生年金保険に加入しているはずであり、調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言により、申立人が申立期間において A 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において健康保険整理番号に欠番は無く、申立人の名前は無い。

また、申立人が名前を挙げた元同僚 12 人のうち 3 人は、当該事業所における厚生年金保険の加入記録が無い上、別の元同僚は、「当時の専務に、厚生年金保険に加入させたのは入社後 1 年ぐらいしてからであると言われた。」と説明しているところ、その者の記憶する入社時期（昭和 29 年か 30 年）と厚生年金保険の被保険者資格取得日（31 年 5 月 1 日）が約 1 年以上異なっていることが確認でき、さらに別の元同僚も、その者の記憶する入社時期（30 年 3 月）と資格取得日（32 年 6 月 5 日）が 2 年 3 か月異なっていることから、当時、当該事業所では、入社してから一定期間経過後に従業員を厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる。

さらに、当該事業所の後継会社である B 社は、A 社当時の資料はすべて廃棄し、当時の状況は不明であるとしており、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

千葉厚生年金 事案830

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年11月1日から6年3月31日まで
私の申立期間における標準報酬月額が、実際の給与より少ない標準報酬月額に変更されているので元に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成6年3月31日に休業を理由に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているが、社会保険庁の電算記録により、その翌月の同年4月7日付けで申立人の当該事業所における標準報酬月額の記録が、4年4月から6年2月までの期間について50万円から8万円にさかのぼって訂正されていることが確認できる。

しかし、申立人は、当該事業所の閉鎖登記簿謄本により、当該事業所の共同代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、社会保険関係の事務に関与していないと主張しているが、もう一人の共同代表取締役は、申立人が社会保険事務の担当者であったと主張する人物について、当該事務を担当していなかったと説明していることから、申立人の主張には不自然さが認められる。

さらに、申立人は、申立期間において社会保険料の滞納があったことを承知している上、社会保険事務所では「標準報酬月額の遡^{そきゆう}及訂正処理を行う場合、必ず会社の代表者印が押された届書を提出する必要がある。」と回答していることから、共同代表取締役である申立人が当該標準報酬の訂正の届出に関与していなかったとは認め難い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、A社の共同代表取締役である申立人が、自らの標準報酬月額の訂正処理に関与しながら、当該処理が有効なものでないと主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正する必要は認められない。